

## 高知県安芸市 地域おこし協力隊（観光振興） 募集要項

安芸市は、県都高知市から東へ約 40km に位置する田園都市で、県東部地域最大の市街地を形成しています。市の中心を安芸川、伊尾木川の 2 大河川が四国山脈から太平洋に流れ、南国土佐の陽光のもとで、日本一の施設園芸地帯から生産される「なす」や中山間地域の「ゆず」、また、藩政時代の面影を伝える武家屋敷が残る町並み「土居廓中」や、昭和 40 年からキャンプを張る「阪神タイガース」、岩崎彌太郎生家と三菱グループ源流の地、書道、童謡、陶芸が自慢のまちです。

豊かな自然や歴史と文化の香るまちですが、人口の減少や少子高齢化が進み、地域活動や産業の担い手不足が大きな課題となっており、交流人口の積極的な受け入れを推進し、安芸市の魅力を PR するとともに地域づくりを図らなければなりません。

そこで、都市部の意欲ある人材を誘致し、新たな視点や発想により安芸市の観光振興を図るため、観光振興に関する業務、インバウンドへの新たな取り組み及びその他観光での魅力向上や価値創出の業務等に取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

安芸市の観光振興・地域おこし活動に興味のある方、将来安芸市に定住し、観光の担い手として就業及び起業する思いをもった意欲のある方の応募をお待ちしています。

### 1. 募集人数

1 名

### 2. 活動内容

観光振興に向けた課題解決や魅力向上、価値創出の取り組みに関わる協力活動を行っていただきます。具体的には、観光施設への誘客を促進するためのソフト事業の企画運営や、観光振興に関する情報収集とその発信を通じた仕組みづくり、そして観光地のブランド価値を高めるための活動を中心に取り組んでいただきます。また、任期満了後の定住につながる活動も行っていただきます。

#### (1) 主要業務

安芸市の観光振興に関する業務、観光における魅力向上や価値創出のための業務

- ① 観光施設への誘客を目的としたソフト事業の企画・運営
- ② 観光施設利用者のニーズ把握、それに基づく改善案や新規事業の提案
- ③ 観光振興に必要な情報の収集・分析、地域の魅力を引き出し効果的に発信するための仕組みづくり
- ④ 観光施設や観光団体とのネットワーク構築、共同活動への積極的な参画
- ⑤ その他観光振興に関する必要な活動

#### (2) その他業務

- ① 地域振興に資する活動

### 3. 募集対象

下記の①～⑩すべてを満たす方

- ① 3大都市圏をはじめとする都市地域等から安芸市に生活の拠点を移し、住民票を異動させて、任期終了後も本市に引続き定住する意思のある方
- ② 年齢 20 歳以上、概ね 50 歳までの方
- ③ 地域の特性や風習を尊重し、地域住民や関係団体等とコミュニケーションを図り、協働で活動できる方
- ④ 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- ⑤ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- ⑥ 普通自動車運転免許を取得している方（AT 限定可）
- ⑦ 地方公務員法第 16 条に定められている下記のいずれにも該当しない方
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ・安芸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ⑧ 活動に際して市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ⑨ 土日及び祝日の行事や夜間の会議への参加など不規則な勤務に対応できる方
- ⑩ パソコン（Word・Excel・PowerPoint 等）の一般的な操作ができる方

### 4. 活動地域

市内全域

### 5. 任用形態及び期間

#### (1) 任用形態

安芸市の会計年度任用職員として安芸市長が任用します。

#### (2) 任用期間

- ① 任用の日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、初めて任用された日から最長 3 年まで延長することができるものとします。
- ② 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断したとき等は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

### 6. 勤務日数及び勤務時間

#### (1) 勤務日数：原則週 4 日間

#### (2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 17 時 15 分（1 日 7 時間 45 分、週 31 時間）

※ 夜間、土日等の勤務は、振替や時間外勤務等で調整します。

## 7. 報酬

報酬（月額）190,560 円 ※その他、賞与等を支給します。

## 8. 待遇及び福利厚生

- (1) 賃貸住宅の家賃を市が補助します。家賃補助の月額上限は下記のとおりです。なお、賃貸住宅については各自で探してもらうことになります。

＜単身世帯＞ 37,000 円

＜家族、親族等が同居する場合＞ 46,000 円

・上記の補助上限を超える賃料や、敷金等の家賃以外の住居にかかる費用分は自己負担となります。

- (2) 勤務時間中に必要なパソコン及び公用車等の備品を貸与します。

※公用車は業務用であり、勤務時間外で使用することはできません。

- (3) 勤務時間外で、業務に支障がなければ兼業を認める場合があります。

- (4) 活動に要する経費（燃料費、通信費、消耗品費等）については市が負担します。

- (5) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入することになります。手続きは市が行います。

## 9. その他（生活等について）

本市での生活や通勤の手段として自動車は必要不可欠です。自家用車の持ち込みをお勧めします。

## 10. 応募手続

### (1) 応募期間

令和7年4月14日（月）から令和7年5月15日（木）まで（17時15分必着）

※ただし、一定数の応募があった場合はその都度選考を実施し、選考の結果採用候補者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

### (2) 提出書類

- ①安芸市地域おこし協力隊応募用紙（安芸市ホームページからダウンロード）
- ②履歴書（書式任意）に写真（撮影から6カ月以内に撮影、上半身・無帽・正面向き）
- ③住民票記載事項証明書（原本）
- ④レポート（書式は任意）※下記のテーマに沿って、400字以上で作成してください。
  - ・地域おこし協力隊に応募した動機について
  - ・安芸市の観光振興のため、地域おこし協力隊としてやりたいこと

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報につきましては、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

### (3) 提出方法

安芸市役所 商工観光水産課 商工観光係宛てに、郵送または持参にてご提出ください。

## 11. 選考方法

書類による選考（一次選考）を経て面接を実施し、最終選考を行います。

### (1) 一次選考（書類選考）

提出された応募書類による選考を行います。結果は募集締切日の7日後程度を目安（ただし、一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く）に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

### (2) 最終選考（面接）

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記（1）の書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から7日程度を目安に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、最終選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

### (3) 最終選考結果の報告

最終選考結果報告は、文書で全員に通知します。

※住民票の異動は採用日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。やむを得ず、採用日以前に住民票の異動が必要な場合は事前にご相談ください。

### (4) 現地説明

選考試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことが可能です。現地案内等を希望される場合は必ず安芸市役所商工観光水産課 商工観光係（電話 0887-35-1011）までご連絡ください。

### (5) 採用予定日

令和7年6月以降（※）

※採用決定以降、可能な限り早期の着任をお願いしますが、採用者の事情には個別に対応し勤務開始日を決定します。

## 12. 応募・問い合わせ

安芸市役所 商工観光水産課 商工観光係 「地域おこし協力隊」募集担当

〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1

（電話）0887-35-1011

（Email）syokou@city.aki.lg.jp